

# 通 所 介 護 事 業 所 桂 浜

## 運 営 規 程

**第1条** 社会福祉法人C I J福祉会が開設する通所介護事業所桂浜（以下「事業所」という。）が実施する介護保険法に基づく、指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

**第2条** 要介護状態、要支援状態にある者若しくは事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第3条** 事業所の職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 通所介護及び第一号通所事業（以下「通所介護等」という。）は、要介護者等の要介護及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所介護等の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、通所介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

**第4条** 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 通所介護事業所桂浜
- (2) 所在地 高知県高知市長浜4444-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

**第5条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 職 員

生活相談員 1人以上

生活相談員は、通所介護等の利用申込に係る調整、通所介護計画、介護予防通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員 4人以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員（看護職員の兼務） 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

管理栄養士又は栄養士 1人以上（外部委託）

管理栄養士又は栄養士は食事の献立の作成及び栄養に関する指導や助言を行う。

（営業日及び営業時間）

**第6条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日は、年中無休とする。

営業時間

午前8時30分から午後6時

サービス提供時間

午前9時30分から午後5時

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通所介護等の利用定員）

**第7条** 通所介護等の利用定員は、次のとおりとする。

1単位30人まで。

（通所介護等の内容）

**第8条** 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

通常規模型通所介護

食事の提供

居宅と事業所間の送迎

通所介護等の施設における入浴介助

アクティビティの実施

運動機能向上訓練

栄養改善への取り組み

口腔機能向上訓練

(通常の事業の実施範囲)

**第9条** 通常の事業の実施範囲は、高知市の区域（鏡及び土佐山を除く）とする。

(利用料その他の費用の額)

**第10条** 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、各保険者が定めた額とする。通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に付された割合に基く額とする。

2 食費500円

3 利用者の希望によって前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の記名押印を受ける。

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

**第11条** 利用者は通所介護等の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所以外で喫煙・飲酒を行ってはならない。
- (2) 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。
- (3) 他人に迷惑になるような粗暴な言動をしないこと。
- (4) その他、管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

**第12条** 通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う。

(感染症対策)

**第13条** 通所介護等において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、担当委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための担当委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(業務継続計画の策定等)

**第14条** 通所介護等は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 通所介護等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 通所介護等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(通所介護等職員の服務等)

第15条 通所介護等職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して通所介護等の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) ご利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
  - (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。
- 2 通所介護等は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
    - (1) 採用時研修 採用後1年以内
  - 3 職員は業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 5 通所介護等は、適切な介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 6 通所介護等は、介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条 通所介護等は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生、再発防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を作成し、整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修会を実施する

- (4) ご利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する
  - (5) 通所介護等は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがあるご利用者を発見した場合、直ちに防止策を講じ高知市へ報告するものとする
  - (6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。
- 2 通所介護等は、ご利用者の身体的拘束は行わない。

(非常災害対策)

**第17条** 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所生活相談員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。  
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上  
利用者を含めた総合訓練……………年1回以上  
非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

**第18条** この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人C I J 福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 2 平成20年3月28日一部改正し、平成20年1月1日に遡及して適用する。
- 3 平成21年 4月 1日一部改正施行
- 4 平成24年 4月 1日一部改正施行
- 5 平成27年 8月 1日一部改正施行
- 6 平成28年10月 1日一部改正施行
- 7 平成29年11月17日一部改正施行
- 8 平成31年 4月 1日一部改正施行
- 9 令和3年6月1日 一部改正施行
- 10 令和6年4月1日 一部改正施行